

令和2年第9回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 開会 午前 9時23分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 吉川光彦 4番 久保田勝

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 吉田竹雄 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第9回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番、吉川光彦委員、4番、久保田勝委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号5番は、6番、田嶋正明委員が当該事案の審議開始から終了まで退席させていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

担当、7番、増田恒治委員、説明をお願いいたします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第1号、1番について説明させていただきます。

1、当事者、譲受人、〇〇〇〇—〇—〇〇、〇〇、〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。西三ツ木字東武蔵野〇〇〇—〇、畑、3, 586平米。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自16アール。

8月20日、現地確認と、譲受人である〇〇さんから耕作状況などを確認してきました。また、申請農地のある金子地区の太間推進委員には、19日に確認いただいております。〇〇さんは野菜農家で、〇〇〇〇〇に1, 478平米、入間市にも自宅隣接地に164平米を〇〇さんの〇〇〇〇名義で所有、耕作しています。今回の申請は、農業経営の規模拡大

大を図るものです。耕作は、本人と〇〇〇、〇〇さんの〇〇〇〇の計3名により行われております。農業機械につきましては、耕運機2台、軽トラ1台を所有し、今回の申請に合わせて新たにトラクター1台を購入予定です。耕作に必要なものは一式保有しております。申請地は、案内図のとおり、西三ツ木の寺竹配水場の南東側に位置しております。現在はやや雑草が見受けられますが、許可後は野菜の作付、具体的にはキュウリやナス、キャベツなどの野菜類や、サツマイモや里芋、大根などの根菜類の栽培を予定しております。また、所有する〇〇〇の畑は適正に管理されており、今後申請地を耕作していくことに問題のないことを報告します。また、太間推進委員が〇〇〇〇〇から今朝ほどお電話いただいたみたいで、引渡し前に雑草をきれいにさせていただくということを確認していただきました。その日にちは明日になっております。

以上、農地の取得に際し問題はないと思われませんが、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいまご報告がありましたように、問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案1号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。増田委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は52アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。

申請地の耕作状況は、現在作付されていない畑であり、許可後は野菜畑として利用する計

画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、1番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第1号の2、当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇〇、
〇〇〇〇〇〇〇(株)〇〇〇〇。貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地
地の表示、二本木杉並〇〇〇—〇、畑、1,051平方メートル。申請理由、受人は〇〇
〇〇〇〇〇を営み、ウサギの餌となる農作物を栽培している。規模拡大を図るべく申請す
る。渡人は要望に応じる。摘要、自178アール。

8月18日に聞き取り調査をいたしました。〇〇〇〇〇〇〇〇では主にペット用のウサギ
の飼料となるイタリアンライグラスを作付しており、入間市内に数カ所の圃場を借りており
ます。今回借り受ける圃場も以前から借り受けてあった圃場の近くであり、やはりイタリア
ンライグラスを作付する予定だそうです。過去に借りてある圃場の管理は通常の管理状況が
維持されており、周囲に特に問題はないようです。管理作業用農機具も、トラクター3台、
刈り払い機1台、小型耕運機1台、ハンマーナイフ1台などがあり、適正に圃場の管理がで
きるようです。本社から入間市の各圃場には約10キロ、30分以内に通える位置にありま
す。以上の状況から、周囲の圃場に迷惑になることもないと思われますので、ご審議のほど

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、4番、久保田勝委員、説明をお願いいたします。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田勝です。1番についてご説明申し上げます。

当事者、〇〇〇〇〇—〇—〇〇—〇、〇〇〇〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。小谷田丸山〇〇〇—〇、宅地、224.80、同じく〇〇〇—〇、宅地、160.54、同じく〇〇〇—〇、宅地、159.44、同じく〇〇〇—〇、宅地、651.30、計1,196.08平方メートル。許可内容、農地法第5条、川農振第5—171号、平成29年8月16日、就労継続支援施設(作業所、キノコ栽培ハウス、作業用道路)(273.23平方メートル)。申請理由、申請人は、以前、就労継続支援施設の建築を目的とした農地転用許可を得たが、一部利用内容に変更が生じたため申請する。摘要、就労継続支援施設(作業所、駐車場、作業用道路)(115.93平方メートル)。

理由書を抜粋して読み上げます。

当初計画では、キノコ栽培ハウスを29年9月より着工し、12月には竣工する予定で進めておりました。当ハウスは、〇〇〇〇〇〇「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」において、すでに行っていたキノコ栽培の生産効率向上及び収益を安定させ、利用者の賃金を上昇していく計画で

ございました。

その最中、〇〇〇〇〇と話をしていた際に、当ハウスであれば、「農業用施設（200平方メートル未満）を農地に建てる場合」に該当し、届出を行うことですぐに設置することが出来ると話がありました。その後、申請中だった当計画について再度相談に行ったところ、入間市では農地転用の手続きがなくては出来ないとの話になったため、作業量・賃金面において利用者処遇の改善を早急に図るために、やむなく〇〇〇にて設置することとなりました。

変更箇所についてですが、当初計画にありますように、隣接地にはいちごハウスを設置しております。当法人では〇〇〇〇〇〇「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」にていちごハウスの設置を行っており、当作業所にて行っているいちご狩りは非常に人気があり、栽培量が足りずに販売用のいちごも足りなくなり、お客さまのニーズに十分に答えることが出来ない状況となっていたことにより設置したものです。当初、当いちごハウスは販売用のいちご栽培の計画でしたが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇のロコミ等によるいちご狩りの客数の急激な増加により、当該地でもいちご狩りを始められないかと考えておりました。しかし、当初計画には駐車場がなく、また、近隣にも駐車場がありませんでした。その中で、本計画変更の経緯となり、いちご狩り用の駐車場を作ることとなりました。当該いちごハウスの営業時間は10時から15時で、30分間食べ放題となっております。現在、混雑時期には1日約160名の来客が有り、30分区切りの時間あたりの来客者数は約16名となっておりますので、少なくとも6台分の来客者用駐車場が必要となっております。また、利用者送迎車両1台やいちごの苗などを運ぶ車両1台の2台分が必要であり、計8台分の駐車場を作ることとなりました。

上記の理由により計画の変更を致しました。生産効率向上及び収益を安定させ、利用者の賃金を早急に改善するためとはいえ、きのこ栽培ハウスの設置からいちごハウス用駐車場の設置への計画変更により、監督官庁の関係者の皆様には多大なご迷惑をお掛けいたしました事、深くお詫び申し上げます。何卒寛大なご処置をお願いする次第でございますということで、案内図の上に太く伸びているところの3分の2ぐらいのところ当初シイタケハウスの計画がありましたが、それを駐車場8台分に変更する申請になります。

18日に堀井推進委員と現地を確認してまいりました。申請地は東金子中学校の少し東側になります。計画の変更もやむを得ないのかと思います。計画では砂利敷きの駐車場で、隣接する農地は〇〇〇〇〇〇の農地だけなので、農地への影響は少ないと思われます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子地区推進委員の堀井です。

先日の8月18日に、久保田委員とご一緒に現地を確認いたしました。既に5条の許可を受けたものの計画の変更であります。やむを得ないかと思われれます。よろしくどうかお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の1番については、農地法第5条の規定による許可後の計画変更による申請でございます。

当初、申請人は、申請地へ就労継続支援施設（作業所、キノコ栽培ハウス、作業用道路）を設置する目的で平成29年8月16日に農地法第5条の転用許可を得ましたが、計画内容に変更が生じたため、本案件の計画変更申請により、県の承認を得るものでございます。

変更内容は、当初キノコ栽培ハウスを設置する計画だった部分を、代わりに隣接いちごハウス用の駐車場を設置する計画へと変更するものでございます。

なお、これ以外の作業所、作業用道路は、当初の計画どおりで、変更はございません。また、県からは、本計画変更内容について、よいとの判断が出ております。

次に、都市計画法においては、計画変更の内容が建築物を建てる計画ではないことから、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係

る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば変更承認し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は計画変更承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、1番を議題といたします。

担当、6番、田嶋正明委員、説明をお願いいたします。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番の田嶋です。1番について説明いたします。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺梅木ケ谷〇〇〇—〇、畑、1,007平米。設定する利用権、利用権種類、使用貸借権、内容、普通畑、設定期間、令和2年9月1日から令和12年8月31日の10年間です。借賃、なし。支払方法、なし。摘要、更新です。

先日電話にて〇〇さんとお話をしました。耕作者は主にご本人(〇〇歳)と〇〇、繁忙期に〇〇〇〇のお手伝いで賄っている。143アールの畑を耕作し、3棟のビニールハウスを

ただいまの議案3号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

田島委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は143アールであり、その農地を全て耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、3番、吉川光彦委員、説明願います。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川光彦です。

2番、当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺八幡腰〇〇〇〇—〇、畑、304、同じく〇〇〇〇—〇、畑、303、同じく〇〇〇〇—〇、畑、573、同じく〇〇〇〇—〇、畑、130、同じく〇〇〇〇、畑、725、同じく〇〇〇〇、畑、868、計2、903平方メートル。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払い方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年9月1日から令和5年8月31日、3年間です。借賃、なし。支払方法、なし。摘要、更新でございます。

場所は宮寺農業塾に近いところに位置いたします。〇〇さんは宮寺地区の農業者として農業塾の講師を務められた経験もあり、この八幡腰の本件議案の周辺に恐らく1町歩近い耕作地を営農されてございます。

所有する農機具は、耕運機3台、トラクター2台、軽トラック1台、それから普通トラッ

ク1台等々備えられています。主にここは露地野菜ということになりますが、主に直売系の出荷に充てられる、利用される土地というふうに聞いております。全く利用権の更新設定に問題はないと思われまますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

8月22日、担当の吉川委員さんと一緒に現地を視察、確認しましたところ、借受人の〇〇さんは元農業委員さんの経験もあり、複数の畑を耕作しており、現地を確認したときは収穫も終わり、既にトラクターにて除草された状態でしたので、特に問題ないと判断いたします。引き続き普通畑として利用するとのことで、特に問題がないかと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案3号の2番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

吉川委員さんから説明がございましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は155アールであり、その農地を全て耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の3番と4番は、賃借権による更新の利用権設定でございます。

友野委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の3番、4番の申請地を含めた経営面積は495アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、6番、田嶋正明委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（6番 田嶋正明委員退席）

○議長

担当、3番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。5番についてご説明いたします。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇一〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺梅木ケ谷〇〇〇一〇、畑、1、456平方メートル。設定する利用権、利用権種類、内容、設定期間、借賃、支払方法の順に申し上げます。使用貸借権、普通畑、令和2年9月1日から令和7年8月31日、5年間です。借賃、なし。支払方法、なし。摘要、新規でございます。

先ほどの議案と一緒に、8月22日に宮寺地区4人の農業委員、推進委員で現地確認をいたしております。〇〇〇〇さんからこの土地に関わる経過説明書をお預かりしておりますので、朗読にてご紹介します。

本議案は、私〇〇〇〇が平成30年4月より地主の〇〇〇〇さんより〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇土地です。農地利用意向調査の結果は、〇〇さんの意見は「売却したい」でした。これを機に利用権の設定を申請した次第です。地主は、今までだといつ返されるのか不安もあったが、少し安心した。この利用権設定で安心したということです。当該土地は平成29年6月、農業委員会の議案として承認されました。そのときは〇〇〇〇〇との賃貸借契約を結びましたが、主にトウモロコシの栽培をしないかというふうにして〇〇〇〇〇の農家に声がかかったのですが、〇〇〇〇〇側の事情で契約解除となりました。地主も困り果て、当時の農業委員会の後押しもあり、〇〇さんが借り入れることとなりました。当該土地は低く、東は川と接し、最近の気象で度々水につかるような土地です。また、西側、南側は耕作放棄地で樹木が生い茂り、日陰と風通しの悪さから7割程度の利用しかできない状況です。この状況を改善しようと昨年5月、宮寺地区全農業委員、推進委員4名で樹木の伐採、除草を行いました。農地利用としては、昨年と今年トウモロコシを栽培し、農協、JAのほうに出荷をしました。来年はこの土地を利用して4名で里芋の栽培、出荷に取り組む予定です。今後も改善に取り組んで、宮寺地区の農業委員、推進委員の協力も仰ぎながら、環境整備のモデルケースとなるよう考えています。こんなお考えの下で今回の新規利用権設定ということになりました。

〇〇さんは、所有する農機具は耕運機2台、トラクター1台、軽トラック1台、普通トラック1台、乗用摘採機、防除機各1台で、こういったものを備えて、主に茶栽培ですが、最

近は野菜栽培のほうにも取組を進めています。〇〇さんも非常に意欲的で、お茶だけでなく、そういった地域のことも常に考えながら動いてくれています。全くこういう利用権設定に問題はないというふうに思いますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

8月22日に担当の吉川委員さんと一緒に現地を確認しましたところ、今説明がありましたように、特に問題はございませんが、隣接地の木々が生い茂り、日照時間や風等の問題などがあるかと考えられます。この日はもう既に収穫も終わり、除草、トラクターにて整地されていきましたので、引き続き野菜畑として利用するとのことで、特に問題はないかと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

宮寺地区では推進委員2名が新しい委員となったため、本案件を含め、農業委員、推進委員の4名で現地確認を行ったとのこと。岩田推進委員も現地を確認しておりますので、本案件について、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回の議案の借地貸借権そのものには問題ないと考えますが、中村委員からもお話がありました。当該土地の西側の筆は2つのことですが、北側の道路にも、東側の今回の畑地にも四、五メートルの枝が伸びているような現状です。そのため、さっきの説明にもありましたが、借手人の利用が制限されている状況があります。また、北側の道路の通行にも、現況が改善されなければ将来的には利用に支障が出てくるものと思われまますので、周辺農地の利用の推進のためにも引き続き改善していく必要があるというふうに考えました。

以上、私の感想です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の5番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

吉川委員さんから説明がございましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は263アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は1,456平米で、合計278アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されていると認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、6番、田嶋正明委員の退席を解除いたします。

(6番 田嶋正明委員復席)

○議長

それでは、協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてを議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案を朗読させていただきます。

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、別紙1のとおり。

別紙の1について読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年8月25日

入間市農業委員会

それでは、説明に入らせていただきます。

本案件の決議を行うこととなった経緯は、昨年、他県において農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が過去1年間で4件発生し、農林水産省から2回の綱紀粛正の通知が出されるなど、農業委員会及び農地制度に対する国民からの信頼が大きく損なわれる事態となりました。

このため、農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令にのっとり農地制度を運用し農地利用の最適化を実現する責務を負う立場から、各農業委員会が自覚し、再発防止に努めるよう、各農業委員会の議事で本案件に関して決議を行うよう全国農業会議所から依頼がありました。

これを受け、本案件については今年の第1回農業委員会総会において既に審議、決議いただいておりますが、先月の委員改選で委員の変更があったこと及び埼玉県農業会議から年1回決議等の取組を行うようにとの依頼もあり、改めて決議を行う必要があることから、協議案件として提案をさせていただきました。

つきましては、入間市農業委員会として、別紙1の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について決議するか否かをご協議いただきたく、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、本件について農業委員会の申し合わせ決議事項として決議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、農業委員会の申し合わせ決議事項として決議することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出は4件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については6件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務・専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号及び第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前10時15分